

スキルアップセミナー 同一労働同一賃金 実務対応セミナー

～令和3年4月から、中小企業も対象となります～
正社員と非正規社員(パート等)との不合理な待遇差・賃金差が禁止されます

日時

令和3年

1月29日(金)

10:00～11:00

場所

祖父江町商工会館
2階研修室

- 最近よく聞くけど「同一労働同一賃金」って何？
- 全員に同じ給料を払わなきゃいけないの？

主催：祖父江町商工会
TEL 0587-97-5800
FAX 0587-97-6324

講師

- 渡辺 孝夫
- 社会保険労務士事務所サポート
◇資格：社会保険労務士
：社会福祉主事

セミナー概要

- 1.働き方改革関連法の全体像
- 2.同一労働同一賃金とは？
- 3.同一労働同一賃金の具体的事例
- 4.中小企業の対応策

1/29(金)スキルアップセミナー受講申込書

事業所名

受講者名

連絡先(電話)

--	--	--